資料３－１

地域医療介護総合確保基金を活用する県計画について

１　制度の概要

○　医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、平成 26（2014）年度から消費税増収分を財源として活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）が国において創設され、本県では平成 26（2014）年 12 月に設置した。

○　県では、この基金の活用に向けて策定した**計画**に基づき事業を実施している。

２　基金事業の内容

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第４条２項第２号に掲げる事業

①－１　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
①－２　地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
②　　居宅等における医療の提供に関する事業
③　　介護施設等の整備に関する事業
④　　医療従事者の確保に関する事業
⑤　　介護従事者の確保に関する事業
⑥　　勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業
新区分　業務効率化・勤務環境改善に関する事業
※①－１、①－２、②、④、⑥、新区分が医療分、③、⑤が介護分
新区分は改正法が施行される令和９年１月から創設される予定

３　令和７年度県計画（令和８年１月作成）の概要

計画額（医療分）：5,137,618 千円
［新規積立金：2,395,625 千円＋過年度基金執行残等活用分：2,741,993 千円］

【令和７年度の主な実施事業】（注）《　》の金額は、うち過年度基金執行残等活用分

①－１　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
2,039,728 千円　《 1,866,038 千円》
回復期病床整備事業　1,744,634 千円　《 1,744,634 千円》
その他６事業　295,094 千円　《 121,404 千円》

①－２　地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業
258,780 千円　《 159,600 千円》
②　居宅等における医療の提供に関する事業　57,677 千円　《 0 円》
在宅歯科医療推進歯科衛生士研修事業　9,408 千円　《 0 円》
訪問看護推進事業費　12,480 千円　《 0 円》
その他　６事業　35,789 千円　《 0 円》
④　医療従事者の確保に関する事業　1,706,906 千円　《 425,348 千円》
産科医等支援事業　120,207 千円　《 0 円》
地域医療確保修学資金貸付金　346,146 千円　《 0 円》
看護師等養成所運営助成事業　278,246 千円　《 0 円》
病院内保育所運営助成事業　267,505 千円　《 0 円》
その他 21 事業　694,802 千円　《 425,348 千円》
⑥　勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業
1,074,527 千円　《 291,007 千円》

４　令和８年度県計画（案）の概要

計画額　（医療分）：5,190,309 千円
［新規積立金：2,520,644 千円＋過年度基金執行残等活用分：2,669,665 千円］

【令和８年度の主な実施事業】（注）《　》の金額は、うち過年度基金執行残等活用分

①－１　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
1,731,440 千円　《 1,640,958 千円》
回復期病床整備事業　1,410,189 千円　《 1,410,189 千円》
その他４事業　321,251 千円　《 230,789 千円》

①－２　地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業
0 円　《 0 円》
②　居宅等における医療の提供に関する事業　50,993 千円　《 0 円》
在宅歯科医療推進歯科衛生士研修事業　9,408 千円　《 0 円》
訪問看護推進事業費　12,480 千円　《 0 円》
その他　５事業　29,105 千円　《 0 円》
④　医療従事者の確保に関する事業　1,863,717 千円　《 838,219 千円》
産科医等支援事業　108,658 千円　《 0 円》
地域医療確保修学資金貸付金　366,600 千円　《 0 円》
看護師等養成所運営助成事業　264,855 千円　《 0 円》
病院内保育所運営助成事業　369,833 千円　《 369,833 千円》
その他 22 事業　753,771 千円　《 468,386 千円》
⑥　勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業
1,344,965 千円　《 190,488 千円》
新区分　業務効率化・勤務環境改善に関する事業
199,194 千円　《 0 円》

５　県計画の策定及び事後評価について

国が定めている「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の令和４年度の取扱いに関する留意事項について」において、県計画を決定するにあたっては、必要に応じて医師会など地域の関係者への意見聴取を実施すること、また、事後評価を行うに当たっては、都道府県医療審議会等からの意見聴取をして実施するものとされている。